

『令和6年3月18日開催』

総務常任委員会  
委員長報告

【令和6年3月定例会】

(令和6年度関係議案)

委員長 荻野 梓

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」を議題といたしましたところ、旅費における費用弁償のうち、議員の会議出席に伴う費用弁償の予算額について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「継続費」及び第3条第3表「債務負担行為」並びに第4条第4表「地方債」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、一般管理費にかかわり、同和対策事業助成金の交付対象団体及び助成金額の内訳について、危機管理費にかかわり、国民保護事業の内容について、企画費にかかわり、新たに導入するキャッシュレス決済端末の設置台数について、戸籍住民基本台帳費にかかわり、自衛官募集事務に係る啓発品の内容について、歳入にかかわり、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業について、債務負担行為にかかわり、美術館建設工事に伴う工事監理業務の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、同和対策事業は、人権問題として広く一般行政の中で取り組むべきであること。国民保護事業は、本来、地方自治体が担うべきではないと考えること。歳入の自衛官募集事務委託金は、憲法上の疑義があることから、反対するとの意見。

また、同和対策事業について、同和問題は、未だ解決しておらず、平等な社会を作っていくためには必要な事業であること。美術館建設事業については、インクルーシブな美術館を目指すとしていることに加え、本市から芸術家を育てるなど、本市のアイデンティティのある美術館を目指してほしいと考えること。歳入の自衛官募集事務委託金については、自衛隊は、災害時の救援等で大変活躍しているほか、現在の社会情勢に鑑みると、自衛力は必要であると考えことから、賛成するとの意見。

さらに、市債のうち美術館建設事業債、債務負担行為のうち美術館建設工事に伴う工事監理業務については、美術館建設事業に関連することから、反対するとの意見。

また、美術館建設事業については、十分に議論をしたうえで進められている事業であること。国民保護事業については、大規模なテロから市民の生命や財産を守るために、必要な事業であることから、賛成するとの意見。

またさらに、美術品等取得基金繰出金、美術館建設事業、債務負担行為のうち美術館建設工事に伴う工事監理業務及び市債のうち美術館建設事業債について、反対するとの意見。

また、文化推進費のうち工事請負費及び債務負担行為のうち美術館建設工事に伴う工事監理業務については、美術館建設に反対の立場であることに加え、建設工事費の高騰が考えられるなか、独立採算を目指すという方針に疑義があることから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第11款「公債費」ないし第13款「予備費」及び歳入の部、第1款「市税」ないし第13款「交通安全対策特別交付金」並びに第18款「財産収入」ないし第22款「諸収入」及び第5条「一時借入金」並びに第6条「歳出予算の流用」を一括議題といたしましたところ、個人市民税にかかわり、前年度と比較した一人当たりの所得割額について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第25号「川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計予算」及び議案第26号「川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計予算」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第26号にかかわり、定期駐車券利用者の増加見込みについて、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第27号「川口市交通災害共済事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第64号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第34号「川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第36号「川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第33号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の

結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第35号「川口市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第53号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」ないし議案第60号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」までの以上8議案を一括議題といたしましたところ、議案第55号にかかわり、母子福祉資金における借受人の詳細について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第32号「川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。